

修正日	問番号	旧	新
R4.8.8	4-4	<p>溶液栽培においては、例えば、溶液の成分残量等を確認して溶液の成分濃度を管理することで「ア」土壌診断による施肥設計」に該当するほか、成分割合の改善や溶液交換の時期を延長することで「セ」施肥量・肥料銘柄の見直し」に該当すると考えられます。 (略)</p>	<p>→ 養液栽培においては、例えば、養液の成分残量等を確認して養液の成分濃度を管理することで「ア」土壌診断による施肥設計」に該当するほか、成分割合の改善や養液交換の時期を延長することで「セ」施肥量・肥料銘柄の見直し」に該当すると考えられます。 (略)</p>
R4.8.8	5-5	<p>(略) 原則として、令和4年6月以前に設定された価格で購入した肥料は対象外であり、仮に6月以降に支払いを行っても支援対象とならないのでご注意ください。</p>	<p>→ (略) 原則として、令和4年6月より前に設定された価格で購入した肥料は対象外であり、仮に6月以降に支払いを行っても支援対象とならないのでご注意ください。</p>
R4.8.8	5-8	<p>(略) 本事業における支援金とこれらの補助金等が重複している場合は調整が不要です。 (略)</p>	<p>→ (略) 本事業における支援金とこれらの補助金等が重複している場合は調整が必要です。 (略)</p>
R4.8.9	5-15	<p>令和5年5月までに購入すれば、令和5年6月以降に施肥する肥料の肥料費も支援金の算定の対象となるのか。 (答) 同じ作物については、一般に、毎年、概ね同じ時期に施肥が行われますが、令和4年6月以降(例えば8月)に施肥する肥料の肥料費を支援金の算定に算入した場合は、令和5年6月以降(例えば8月)に施肥する肥料費を二重に算入することはできません。</p>	<p>→ [以下3問に差し替え]</p>
R4.8.9	5-15	<p>[新設]</p>	<p>→ 令和4年6月より前に購入した肥料代金や予約注文した肥料代金は、支援金の算定の対象となるのでしょうか。 (答) 今回の対策では、令和4年6月から令和5年5月までの間(以下「対象期間」といいます。)に適用された価格で購入した肥料代金が、支援金の算定の対象となります。 このため、対象期間より前に請求書や領収書を受領した肥料代金は支援金の算定の対象になりません。 また、対象期間に請求書や領収書を受領した肥料代金であっても、対象期間より前に予約注文したものや納入・使用した肥料代金は支援金の算定の対象になりません。</p>
R4.8.9	5-16	<p>[新設]</p>	<p>→ 令和4年6月から令和5年5月までの間に予約注文しておけば、令和5年5月より後に使用する肥料であっても、その肥料代金は支援金の算定の対象となるのでしょうか。 (答) 今回の対策では、令和4年6月から令和5年5月までの間(以下「対象期間」といいます。)に適用された価格で購入した肥料代金が、支援金の算定の対象となります。 ただし、対象期間に予約注文し対象期間より後に使用する肥料の肥料代金については、対象期間に予約注文し前年度の同期に使用する肥料代金を支援金の対象にしていなかった場合に限り、算定の対象とすることができます。</p>
R4.8.9	5-17	<p>[新設]</p>	<p>→ 令和4年6月より前に予約注文を行ったが、注文当時は銘柄ごとの価格が決定しておらず、令和4年6月以降に価格が決定した場合は、その肥料代金は支援金の算定の対象となるのでしょうか。 (答) 今回の対策では、令和4年6月から令和5年5月までの間(以下「対象期間」といいます。)に適用された価格で購入した肥料代金が、支援金の算定の対象となります。 このため、対象期間において価格が決定した場合は、価格の決定時期が分かる書類等を提出していただければ、その肥料代金を算定の対象とすることができます。</p>
R4.8.19	2-14	<p>[新設]</p>	<p>→ 推進事業費を活用して事業実施主体が委託等の契約を行う場合は、競争入札ではなく随意契約でもよいでしょうか。随意契約の場合、見積合わせは必要でしょうか。 (答) 推進事業費を活用して事業実施主体が委託等の契約を行う場合は、原則として、一般競争入札を行うことが必要です。 ただし、一般競争入札ができない場合は、その理由を整理した上で随意契約を行うことができます。随意契約を行う場合は、できる限り見積合わせを行うようにしてください。</p>

修正日	問番号	旧	新
R4.8.19	4-3	(略) このため、令和4年度においても、有機農産物や特別栽培農産物の認証を受けている、環境保全型農業直接支払いの交付を受けているなど、化学肥料の2割縮減を大幅に超える対応が行われていることを証明できる場合は、これを確認することで、取組要件を満たしているものとします。	→ (略) このため、令和4年度においても、有機農産物や特別栽培農産物の認証を受けている、環境保全型農業直接支払いの交付を受けているなど、 全作付面積の半分以上を占める作物(以下「代表的な作物」という)又はこれに準ずる作物群のうちの2品目以上 で化学肥料の2割縮減を大幅に超える対応が行われていることを証明できる場合は、これを確認することで、取組要件を満たしているものとします。
R4.8.19	4-3(2)	[新設]	→ 有機栽培農家等について、認証を受けている証明書を確認できれば化学肥料低減計画書の提出は不要か。 (答) 有機栽培等化学肥料低減に相当程度の実績がある参加農業者についても、化学肥料低減計画書の提出は必要です。 この場合、①化学肥料低減計画書の作付概要欄に有機栽培等に取り組む作物を「キャベツ(有機)」等と記入した上で、②有機栽培等に取り組んでいることを証明する書類(有機農産物認証書等)を提出してください(取組のチェック欄は空白のままです)。
R4.8.19	4-5	農業者ごとに、主要な作物について実施していただくこととします。 実施面積についての規定はありませんが、既に行っている取組の場合、その面積を拡大すれば取組の強化に該当します。	→ 全作付面積の半分以上を占める作物(代表的な作物)があれば、その作物で取り組んでいけばよいこととします。多品目の作付けを行っており、代表的な作物がない場合は、これに準ずる作物群のうち2品目以上で取り組んでいけばよいこととします。 取組の実施面積についての規定はありませんが、既に行っている取組の場合、その面積を拡大すれば取組の強化に該当します。
R4.8.19	4-5(2)	[新設]	→ 化学肥料低減計画書の作付概要欄の記載について、作付面積についてはすべての作物について記載する必要があるのか。 (答) 秋肥・春肥ごとに当該肥料を使用する作物のうち、取組を行う作物について記載してください。その他の作物についてはまとめて「その他」として記載し、合計欄にはすべての作物の作付面積の合計を記入してください。
R4.8.19	5-8	令和4年6月から令和5年5月までの間に農業者が購入した肥料費に対して、国や地方自治体からの補助金等が交付されているか、今後交付されることが決定しており、本事業における支援金とこれらの補助金等が重複している場合は調整が必要です。 肥料費の上昇分の3割を超えて補助されている場合は、以下の算定式により算出される調整額を、本事業における支援金の額から控除したものが支援金の額となります。(調整額が負の数の場合の調整額は0となります。) 調整額＝補助金等の額－{(当年の肥料費－前年の肥料費)×0.3}	→ 令和4年6月から令和5年5月までの間(「対象期間」といいます。)に農業者が購入した肥料費に対して、国や地方自治体からの補助金等が交付されているか、今後交付されることが決定しており、本事業における支援金とこれらの補助金等が重複している場合は調整が必要です。 肥料費の上昇分の3割を超えて補助されている場合は、以下の算定式により算出される調整額を、本事業における支援金の額から控除したものが支援金の額となります。(調整額が負の数の場合の調整額は0となります。) 調整額＝補助金等の額－{(当年の肥料費－当年の肥料費÷価格上昇率÷0.9)×0.3} なお、国や地方自治体からの補助金等が支援対象とした肥料費の期間が、対象期間と一部だけ重複しており、かつ、調整額が「0」とならない場合は、個別に調整額を検討する必要があることから、地方農政局等に御相談ください。
R4.8.19	5-8(2)	[新設]	→ 前問の回答に「本事業における支援金とこれらの補助金等が重複している場合」とありますが、これに該当するかどうかの考え方を教えてください。 (答) 本事業における支援金を交付予定の参加農業者が、代金を支払ったか支払うことが確実な肥料費に対して、直接、国や地方自治体からの補助金等が交付されているか、または、今後交付されることが決定しているかで判断します。 このため、例えば、 ① 肥料費分を区分せずに肥料以外のコストを含めて支払われた補助金等 ② 前問の対象期間以外の肥料費に対して支払われた補助金等については、本事業の支援金の調整の対象とはなりません。
R4.8.23	2-14	(略) 2 ただし、一般競争入札ができない場合は、その理由を整理した上で随意契約を行うことができます。随意契約を行う場合は、できる限り見積合わせを行うようにしてください。	→ (略) 2 ただし、一般競争入札ができない場合は、その理由を整理した上で随意契約を行うことができます(例:早期に事業を執行するために随意契約とする、契約先が1者しかない等)。随意契約を行う場合は、できる限り見積合わせを行うようにしてください。

修正日	問番号	旧	新
R4.8.23	2-15	[新設]	→ 推進事業費を活用して事業実施主体が派遣職員を採用することはできませんか。 (答) 推進事業費を活用して事業実施主体が派遣職員を採用し、本事業に係る事務に従事させることは可能です。(費目は賃金等)
R4.8.23	2-16	[新設]	→ 新規就農者のために農産物の販売実績がない農業者が使用する肥料費は支援金の対象になりますか。 (答) 新規就農者であって農産物の販売実績がない場合であっても、例えば農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者であるなど、購入した肥料を使用した農産物の販売が見込まれることが明らかな場合は、当該肥料費を支援金の対象とすることができます。
R4.8.23	2-17	[新設]	→ 施肥に係る作業を受託している組織など、農産物の販売実績はないが肥料を使っている組織の肥料費は、支援金の対象になりますか。 (答) 作業受託組織等にあつては、支援金の申請に当たって作業請負料金などに肥料費の上昇分を計上していないことを示していただくことで、当該組織等が使用する肥料費を支援対象とすることができます。 具体的には、地方農政局等にお問い合わせ願います。
R4.8.23	5-5	(略) 原則として、令和4年6月より前に 設定された価格で購入した肥料 は対象外であり、仮に6月以降に支払いを行っても支援対象とならないのでご注意ください。	→ (略) 原則として、令和4年6月より前に 注文した肥料 は対象外であり、仮に6月以降に支払いを行っても支援対象とならないのでご注意ください。
R4.8.23	5-5(2)	[新設]	→ 予約せずに肥料を購入した場合、注文書などはありませんが、支援金の申請にはどのような書類等が必要ですか。 (答) 予約せずに肥料を購入した場合は、令和4年6月から令和5年5月までの間(以下「対象期間」といいます。)に購入した肥料代金を支援金の算定に使用しますので、購入時期がわかる請求書又は領収書などを提出してください。 なお、この場合、対象期間内に予約注文しても次年度の同期に使用する肥料代金は支援金の対象にならないので、御注意ください。
R4.8.23	5-5(3)	[新設]	→ 申請時に必要な請求書又は領収書については、例えば、肥料販売事業者が作成した請求額の一覧でも良いでしょうか (答) 支援金の対象となる肥料代金については、参加農業者が肥料代金を支払ったか、現に支払義務が発生していることが確認できる書類等が必要となります。 このため、領収書又は請求書を典型的な書類等として例示していますが、同等の機能があれば、一覧か個票かなどの形態は問いません。 なお、例えば請求書であれば、請求者名、被請求者名、請求金額が明記され、請求側の組織の代表者名が記載されているものが一般的であり、「支払義務が発生している」と判断しうると考えています。 一覧で対応する場合、あらかじめ都道府県協議会や地方農政局等にお問い合わせください。
R4.8.23	5-9	値上げ前の価格で令和4年6月以降に購入した肥料の肥料費についても、支援金の算定に使用して良いか。 (答)(略)	→ 値上げ前の価格で 注文し 、令和4年6月以降に 納品 ・購入した肥料の肥料費についても、支援金の算定に使用して良いか。 (答)(略)

修正日	問番号	旧	新
R4.8.30	5-18	[新設]	<p>支援金の算定に用いる肥料費について、農協や肥料販売店が各種の割引が行われる場合の注意点について教えてください。 (答) この支援金は、本年秋肥と来年春肥の価格の高騰により、これを購入した農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するために措置するものです。 このため、支援金の交付を受け、領収書等に記した金額を支払った後に、販売店等から金品を受け取る行為は禁止されています。 例えば農協では肥料の早期予約者や大口契約者などに対して後戻し奨励金が措置されている場合がありますが、支援金の算定に用いる肥料費(請求書等の額)は、当該奨励金等を控除した後の肥料代金とする必要があります。(なお、事業協同組合全体において剰余金の処分として行われる配当については、一般に当該控除の対象にはならないと考えています。)</p>
R4.8.30	3-3(2)	[新設]	<p>JAとJA部会は、それぞれ「取組実施者」と「県協議会からの事務受託組織」となることはできますか。また、地域再生協議会は「取組実施者」となることはできますか。 (答) 申請者と審査等を補助する者が同一組織の場合、審査等の適正性が妨げられるおそれがあるため、同一組織が「取組実施者」と「県協議会からの事務受託組織」の両方の役割を担うことはできません。一般にJA部会はJA内に設置される組織であるため、両方の役割を担うことは難しいと考えています。</p>
R4.8.30	3-5	<p>一戸一法人は、取組実施者になれるのか。 (答) 一戸一法人であっても、他の農業者(法人を含む)と5戸以上でグループを構成することで、取組実施者となることができます。</p>	<p>農業法人は、単独で取組実施者になれるのか。 (答) 事務負担の軽減等の観点から、基本的には、農業法人であっても他の農業者と同様に農協や肥料販売店などでまとめて事業にグループ申請していただくことを考えております。 ただし、他の農業者とグループを構成して申請することが難しい場合であっても、農業法人において農作業に従事する構成員や従業員が5人以上いる場合は、単独で取組実施者となり申請することも可能です。</p>
R4.8.31	3-3(2)	<p>申請者と審査等を補助する者が同一組織の場合、審査等の適正性が妨げられるおそれがあるため、同一組織が「取組実施者」と「県協議会からの事務受託組織」の両方の役割を担うことはできません。一般にJA部会はJA内に設置される組織であるため、両方の役割を担うことは難しいと考えています。</p>	<p>申請者と審査等を補助する者が同一組織の場合、審査等の適正性が妨げられるおそれがあるため、同一組織が「取組実施者」と「県協議会からの事務受託組織」の両方の役割を担うことはできません。一般にJA部会はJA内に設置される組織であるため、両方の役割を担うことは難しいと考えています。 また、地域再生協議会が「取組実施者」となることは可能です。</p>
R4.8.31	5-6	<p>申請書等に記載する肥料費は消費税込みで良いか。 (答) 消費税込みの購入費を支援金の算定に用います。</p>	<p>申請書等に記載する肥料費は消費税込みで良いか。(P) (答) 消費税込みの購入費を支援金の算定に用います。(P) ※現場からの御意見等を踏まえて、修正の可否を検討中。</p>
R4.8.31	5-18	<p>例えば農協では肥料の早期予約者や大口契約者などに対して後戻し奨励金が措置されている場合がありますが、支援金の算定に用いる肥料費(請求書等の額)は、当該奨励金等を控除した後の肥料代金とする必要があります。(なお、事業協同組合全体において剰余金の処分として行われる配当については、一般に当該控除の対象にはならないと考えています。)</p>	<p>例えば農協では肥料の早期予約者や大口契約者などに対して後戻し奨励金が措置されている場合がありますが、支援金の算定に用いる肥料費(請求書等の額)は、当該奨励金等を控除した後の肥料代金とする必要があります。(なお、農協において剰余金の処分として行われる事業分量配当等については、一般に当該控除の対象にはならないと考えています。)</p>
R4.9.1	2-5	<p>本対策の補助金については、他の事業と区別する必要があることから、新たな口座を設けていただく必要があります。</p>	<p>本対策の補助金については、他の事業と区別する必要があることから、新たな口座を設けていただくことを基本としています。 ただし、都道府県協議会における本対策の補助金を含め、全ての会計区分ごとに出納帳を設けて入出金の度に出納帳で管理するなど、適切に区別できるのであれば、既存の口座を利用することも可能です。</p>

修正日	問番号	旧	新
R4.9.6	3-8	[新設]	<p>肥料を販売する民間事業者が、支店や販売員等の単位で複数の取組実施者となることは可能か。</p> <p>(答) 取組実施者ごとに5戸以上の農業者が参加していれば可能です。この場合、取組計画書(要領参考様式第1-1号の別添)については、</p> <p>①「取組実施者名」欄は、当該民間事業者名に括弧書きで地区名など判別できる情報を追記したもの(例:(株)農林商事(霞ヶ関地区))</p> <p>②「代表者の役職・氏名」欄は、当該民間事業者の代表取締役社長など代表者の役職・氏名</p> <p>③「取組実施者の住所」欄は、当該民間事業者の本社所在地</p> <p>④「事業担当者の連絡先」欄は、取組実施者毎の事務担当者名や連絡先等を記入してください。</p> <p>また、取組計画書等の申請先は、原則として、参加農業者が所在する都道府県協議会としてください。</p>
R4.9.6	4-16	[新設]	<p>参加農業者が作成する化学肥料低減実施報告書の「今後の取組」欄にはどのような内容を記入する必要がありますか。</p> <p>(答) 本事業は、交付等要綱第6の(2)に定めるとおり、令和6年度において、「化学肥料の使用量の低減に向けて継続的に取り組むための取組計画を作成させること」を成果目標としているため、参加農業者においては、化学肥料低減実施報告書の「今後の取組」欄に、令和6年度以降も継続するメニューに「○」を付けて提出していただく必要があります。</p> <p>その際、「令和4年度又は令和5年度の取組」欄には既に2つ以上の「○」が付されているため、「今後の取組」欄においても少なくとも2つ以上の「○」を付していただくことが必要です。</p> <p>その上で、可能な範囲で、新しい取組又は従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)が含まれるよう、化学肥料の低減に一層積極的に取り組んでいただきたいと思います。</p>
R4.9.6	5-12	① 本年秋肥と来年春肥以降に使用する肥料についても、この時期に使用する肥料であると偽って事前に購入する行為	<p>→ ① 本年秋肥と来年春肥以降に使用する肥料についても、この時期に使用する肥料であると偽って事前に購入する行為(問5-16のただし書きに該当する場合を除く)</p>
R4.9.14	2-9	再委託はできません。	<p>→ 再委託はできません。なお、例えば委託先が地域再生協議会のように、複数の組織の協議会方式で運営されており、その業務分担に係る協議会構成員との金銭の授受を個別の契約によって行う場合は、業務の一部を別組織に委託する再委託には当たらないと考えられます。</p> <p>このため、地域再生協議会が県協議会からの事務受託組織となり、その業務の一部を契約を交わして実施した構成員が取組実施者であったとしても問題ないと考えています。</p>
R4.9.14	4-5	全作付面積の半分以上を占める作物(代表的な作物)があれば、その作物で取り組んでいけばよいこととします。 (略)	<p>→ 化学肥料の低減に向けた取組については、その申請において支援金の算定に用いた肥料を使用する作物(例えば、秋肥の申請においては、秋肥を使用する作物)で取り組んでください。</p> <p>前述の作物の作付面積の合計の半分以上を占める作物(代表的な作物)があれば、その作物で取り組んでいけばよいこととします。 (略)</p>
R4.9.14	4-5(2)	秋肥・春肥ごとに当該肥料を使用する作物のうち、取組を行う作物について記載してください。 (略)	<p>→ その申請において支援金の算定に用いた肥料を使用する作物のうち、取組を行う作物について記載してください。 (略)</p>
R4.9.14	5-6	申請書等に記載する肥料費は消費税込みで良いか。(P) (答) 消費税込みの購入費を支援金の算定に用います。(P) ※現場からの御意見等を踏まえて、修正の要否を検討中。	<p>→ 申請書等に記載する肥料費は消費税込みで良いか。 (答) 消費税込みの購入費を支援金の算定に用います。</p>

修正日	問番号	旧	新
R4.9.28	5-18	<p>支援金の算定に用いる肥料費について、農協や肥料販売店が各種の割引が行われる場合の注意点について教えてください。</p> <p>(答)</p> <p>(略)</p> <p>例えば農協では肥料の早期予約者や大口契約者などに対して後戻し奨励金が措置されている場合がありますが、支援金の算定に用いる肥料費(請求書等の額)は、当該奨励金等を控除した後の肥料代金とする必要があります。 (なお、農協において剰余金の処分として行われる事業分量配当等については、一般に当該控除の対象にはならないと考えています。)</p>	<p>支援金の算定に用いる肥料費について、農協や肥料販売店が各種の割引を行う場合の注意点について教えてください。</p> <p>(答)</p> <p>(略)</p> <p>例えば農協では肥料の早期予約者や大口契約者などに対して後戻し奨励金が措置されている場合がありますが、支援金の算定に用いる肥料費(請求書等の額)は、当該奨励金等を控除した後の肥料代金とする必要があります。 ただし、肥料など資材の購入の有無に係らず全ての正組合員に対して一定の金銭又は作付面積に応じた金銭を供与する場合や、本事業の支援金の対象期間以外の肥料費に基づいて金銭を供与する場合は、一般に当該控除の対象にはならないと考えています。 (なお、農協において剰余金の処分として行われる事業分量配当等についても、一般に当該控除の対象にはならないと考えています。)</p>
R4.11.10	4-10	<p>リン酸、加里成分の施肥量を容易に減らせることができるよう、予めこれらの成分の含有量を減らした複合肥料を指します。</p> <p>(略)</p>	<p>リン酸、加里成分の施肥量を容易に減らせることができるよう、予めこれらの成分の含有量を減らした複合肥料や、慣行の銘柄よりも窒素、リン酸、加里成分の総量が低い複合肥料を指します。</p> <p>(略)</p>
R4.11.10	5-3(2)	[新設]	<p>要領別記3の第2の2(1)に規定されている支援金の額の算定方法について、端数処理はどの段階で、どのように行うのか。</p> <p>(答)</p> <p>要領別記3の第2の2(1)における農業者ごとの支援金の額の算定方法は、次のとおり行います。</p> <p>支援金の額 = (当年の肥料費 - 前年の肥料費※) × 0.7 ※前年の肥料費 = 当年の肥料費 ÷ 高騰率 ÷ 0.9</p> <p>支援金の額の算定に当たっては、「前年の肥料費」の算定段階では端数調整を行わず、「支援金の額」の算定段階で小数点以下を切り捨てて円単位で端数調整することが基本となります。 なお、手計算等によって算定する場合は、「前年の肥料費」の算定段階で小数点以下を切り上げて円単位で端数調整することは可能ですが、その場合も「支援金の額」の算定段階でさらに小数点以下を切り下げて円単位で端数調整してください。 その上で、「支援金の額」を100円単位等とする場合の考え方は、問5-3のとおりとなります。</p>
R4.11.10	5-5(4)	[新設]	<p>ホームセンター等で発行されたレシートに肥料の種類が記載されていない場合、肥料法に基づく肥料であるかは、どのように確認するのか。</p> <p>(答)</p> <p>一般にホームセンター等で発行されたレシート等には、肥料の銘柄等が記載されていると考えますが、仮にこれが確認できない場合は、化学肥料低減計画書(いわゆるチェックシート)において、領収書記載のものが肥料であることを自ら「確約」していることを前提に、農業者が肥料法に基づく肥料であることを自ら申告することにより、確認するものとします。 具体的には、農業者が肥料袋に記載された生産業者保証票等から「肥料の名称」及び「登録番号」を領収書又はその添付書類に記入し、肥料法に基づく登録・届出があるかを確認することとしてください。</p>
R4.11.10	5-8(3)	[新設]	<p>地方自治体からの補助金等に関して、国の地方創生臨時交付金等を財源としていない事業についても、本事業の支援金の調整の対象となるか。</p> <p>(答)</p> <p>財源に関わらず、都道府県及び市町村の事業において、対象期間に農業者が購入した肥料費に対して補助金等が交付されれば、支援金の調整が必要です。</p>

修正日	問番号	旧	新
R4.11.10	6-7	<p>取組実施者に交付され、その後受益農業者に配分された補助金は、税制上どのように扱えばよいか。</p> <p>(答) 通常の補助金と同様、農業所得の雑収入として取り扱うこととなると考えています。</p>	<p>→</p> <p>取組実施者に交付され、その後参加農業者に配分された支援金は、税制上どのように扱えばよいか。</p> <p>(答) 通常の補助金と同様、参加農業者は、取組実施者から配分された支援金を農業所得の雑収入として取り扱うこととなると考えています。</p>